

## 働くなら滋賀！人材育成助成金交付要綱

### (通 則)

第1条 働くなら滋賀！人材育成助成金（以下「助成金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この助成金は、中小企業事業主が行う採用後3年以内の従業員の人材育成に必要な経費を助成することにより、県内中小企業事業主における採用後の人材育成の充実を促進し、大学卒業予定者をはじめとする若年求職者が働くなら滋賀の企業へと感じることに繋げていくことを目的とする。また、採用後も人材育成の負担や、離職者の発生など課題も多いことから、人材育成機会の増大を図ることにより、従業員のスキルアップや定着率の向上を図る。

### (定 義)

第3条 この要綱における中小企業事業主の定義は、別表1に定めるとおりとする。

### (助成対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本社または主たる事業所を置く中小企業事業主であること。
- (2) 当該人材育成に要する経費を助成事業主が負担していること。
- (3) 同一の人材育成について、国または地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- (4) 滋賀県が運営する企業情報サイト「WORKしが」に企業情報を掲載している事業主であること。
- (5) 第12条の規定に基づく助成金実績報告書の提出までに、次の全ての方法により、人材育成に積極的に取り組んでいることを発信する事業主であること。
  - ア 滋賀県が運営する企業情報サイト「WORKしが」に人材育成の取組を掲載する。
  - イ 滋賀県主催の合同企業説明会等に参加する場合、求職者に人材育成の取組を説明する。
- (6) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- (7) 交付申請日または交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業主でないこと。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 助成金の交付の申請をした者もしくはその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

- (10) 助成金の支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備保管し、県による実地検査の受入れに協力する事業主であること。

(助成対象事業)

第5条 この助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号を全て満たし、かつ、交付決定日から当該年度末日までの間に開始し、終了している人材育成とする。

- (1) 人材育成時間の4分の3以上を出席した雇用契約締結後3年以内の正規雇用労働者に対して行う人材育成であること。
- (2) 助成事業主が企画し実施する人材育成（以下、「自ら企画し実施する人材育成」という。）または教育機関等に従業員を派遣して実施する人材育成（以下、「教育機関等派遣人材育成」という。）で、通常の事業活動と区別できるOFF-JTの人材育成であること。
- (3) その職業もしくは職務に必要となる技能・知識の習得もしくは向上を目的とする人材育成、またはその職業もしくは職務に必要となる資格を取得するための人材育成であること。
- (4) 専門的な技能・知識を有する指導員、講師により行われる人材育成であること。
- (5) 教育機関等派遣人材育成については、人材育成の受講案内が一般に配布されており、受講者1人あたりの受講料があらかじめ定められていること。

(交付基準)

第6条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）およびそれについての助成率または助成限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額、または助成限度額のいずれか低い額とし、県の予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 人材育成計画表（総括表）（別紙1-1）
- (2) 人材育成計画表（コース別）（別紙1-2-1）（自ら企画し実施する人材育成を行う場合）
- (3) 人材育成計画表（コース別）（別紙1-2-2）（教育機関等派遣人材育成を行う場合）
- (4) 指導員・講師名簿（別紙1-3）（自ら企画し実施する人材育成を行う場合）
- (5) 人材育成の名称、日程、場所、内容、主催者名、経費（受講料、教科書代、昼食代等）等が確認できる受講案内等（教育機関等派遣人材育成を行う場合）
- (6) 助成事業に要する経費（別紙1-4）
- (7) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙1-5）
- (8) 口座振込依頼書（別紙1-6）
- (9) 履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）  
（個人の場合は開業届の写し、または事業が行われていることがわかるもの）
- (10) 県税に未納がないことの証明書  
（申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書）
- (11) 会社概要（会社案内、パンフレット等）
- (12) 県企業情報サイト「WORKしが」に掲載している企業情報
- (13) その他知事が必要と認めるもの

(助成金の交付決定)

第8条 知事は、前条による助成金の交付申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 前条の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(助成対象事業の変更)

第10条 助成事業者は、助成対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定額を超えない範囲において、助成事業に要する経費だけを変更しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 人材育成計画表（総括表）（別紙1-1）
- (2) 人材育成計画表（コース別）（別紙1-2-1）（自ら企画し実施する人材育成を行う場合）
- (3) 人材育成計画表（コース別）（別紙1-2-2）（教育機関等派遣人材育成を行う場合）
- (4) 指導員・講師名簿（別紙1-3）（自ら企画し実施する人材育成を行う場合）
- (5) 人材育成の名称、日程、場所、内容、主催者名、経費（受講料、教科書代、昼食代等）等が確認できる受講案内等（教育機関等派遣人材育成を行う場合）
- (6) 助成事業に要する経費（別紙1-4）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に助成金交付決定変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(助成対象事業遅延等の報告)

第11条 助成事業者は、助成対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または助成対象事業の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業が完了したとき、または第10条第2項の規定に基づく人材育成の全部の取りやめについて変更の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日または助成金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 人材育成実績表（総括表）（別紙1-1）
- (2) 人材育成実績表（コース別）（別紙1-2-1）（自ら企画し実施する人材育成を行う場合）
- (3) 人材育成実績表（コース別）（別紙1-2-2）（教育機関等派遣人材育成を行う場合）
- (4) 受講者名簿（別紙5-1）
- (5) 助成事業に要した経費および収支決算（別紙5-2）
- (6) 支出内容、支出金額の確認できる書類
- (7) 人材育成の取組に係る情報発信状況（別紙5-3）

- (8) 県企業情報サイト「WORKしが」に掲載している企業情報
- (9) その他知事が必要と認めるもの

(助成金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る助成対象事業の実施結果が交付決定の内容（第10条第2項の規定に基づく承認を行った場合には、その内容）およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、30日以内に交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第6号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、法令もしくはこの要綱またはこれらに基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 助成事業者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業者が、助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) その他助成対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(助成対象事業の経理等)

第15条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

2 助成対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(助成金の交付)

第16条 第13条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により助成事業者から適法な請求書を受理した日から、30日以内に助成事業者に助成金を支払うものとする。

(検査の実施)

第17条 知事は、助成事業者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度分の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

別表1 中小企業事業主の定義

次の表の「資本の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」のどちらかの基準に該当する事業主をいう。

なお、資本金を持たない事業主は「常時雇用する労働者の数」によって判断する。

(例) 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合

また、「業種」は、総務省の日本標準産業分類の「業種区分」に基づくものとする。

業 種	資本の額または出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

業種区分（総務省・日本標準産業分類）

業 種	該当分類項目
小売業・飲食店	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業）

	<p>大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類 791（旅行業）は除く</p> <p>大分類O（教育、学習支援業）（中分類 81, 82）</p> <p>大分類P（医療、福祉）（中分類 83～85）</p> <p>大分類Q（複合サービス業）（中分類 86, 87）</p> <p>大分類R（サービス業&lt;他に分類されないもの&gt;）（中分類 88～96）</p>
卸売業	<p>大分類 I（卸売業、小売業）のうち</p> <p>中分類 50（各種商品卸売業）</p> <p>中分類 51（繊維・衣服等卸売業）</p> <p>中分類 52（飲食料品卸売業）</p> <p>中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）</p> <p>中分類 54（機械器具卸売業）</p> <p>中分類 55（その他の卸売業）</p>
その他の業種	上記以外のすべて

別表2 助成対象経費および助成率等

助成対象経費	<p>次のうち他の事業に要した経費と明確に区分できるもので、使途、単価、規模等の確認が可能であるものとし、受講生の食費、旅費、宿泊費は対象外とする。</p> <p>なお、助成対象経費は消費税を除いた金額とし、税込表示を税率で割り戻した金額とする。</p> <p>1 自ら企画し実施する人材育成  (1) 社外の講師への謝金および旅費（食費を除く）  (2) 会場およびマイク、ビデオ、スクリーン等備品の借上費  (3) 教科書・教材の購入・作成費  (4) その他当該人材育成に直接必要で県が認める経費</p> <p>2 教育機関等派遣人材育成  あらかじめ受講案内等で定められている次の経費を対象とする。  (1) 入学金・受講料  (2) 教科書・教材費</p> <p>ただし、上記費用を対象とする国や県その他公的支援機関等が行う助成事業と重複して申請することはできない。</p>
助成率	上記経費の合計額の3分の2に相当する額以内の額
助成限度額	1助成事業主当たり年度内15万円まで





3 申請者の概要

業 種 (該当業種の□を■にしてください。)	<input type="checkbox"/> 小売業・飲食店 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> その他の業種
資本の額または出資の総額	円
企業全体で常時雇用する労働者の数	人

4 助成対象者となるための要件確認 (該当項目の□を■にしてください。)

<p><input type="checkbox"/> 県内に本社または主たる事業所を置く 中小企業事業主であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該人材育成に要する経費を助成事業主が負担していること。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の人材育成について、国または地方公共団体等から助成を受けていない (今後受ける予定もない) こと。</p> <p><input type="checkbox"/> 滋賀県が運営する企業情報サイト「WORKしが」に企業情報を掲載している事業主であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 実績報告書の提出までに、次の全ての方法により、人材育成に積極的に取り組んでいることを発信する事業主であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 滋賀県が運営する企業情報サイト「WORKしが」に人材育成に関する取組を掲載する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 滋賀県主催の合同企業説明会等に参加する場合、求職者に人材育成に関する取組を説明する。</p> <p><input type="checkbox"/> 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業主でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 県税に未納がないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 助成金の交付の申請をした者もしくはその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 暴力団員 (暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者</p> <p style="margin-left: 20px;">(7) 第 2 号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体もしくは個人</p> <p><input type="checkbox"/> 助成金の支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備保管し、県による実地検査の受入れに協力する事業主であること。</p>
<p>注意：すべての項目に該当することが必要です。</p> <p>助成金交付決定後であっても、該当しない項目が判明した場合は、交付決定を取り消すこととなりますので、間違いのないようご記入ください。</p>

(別紙1-1)

### 人材育成計画・実績表（総括表）

#### 1 自ら企画し実施する人材育成

コース名	人材育成実施場所		日程	計 画		助成対象 受講者数 (注)	計画
	名 称	所 在 地		実	績		実績
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人

#### 2 教育機関等に従業員を派遣し実施する人材育成

コース名	派遣先の名称	人材育成実施場所の 所在地	日程	計 画		助成対象 受講者数 (注)	計画
				実	績		実績
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人
			/	~	/		人

(注) 助成対象受講者は、申請者と雇用契約締結後3年以内の正規雇用労働者で、人材育成時間の3/4以上を出席した受講者となります。

(別紙1-2)

## 人材育成計画・実績表(コース別)

※この様式は、コースごとに作成してください。

コース名
※ 該当する人材育成の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 自ら企画し実施する人材育成 (→別紙1-3 指導員・講師名簿を添付) <input type="checkbox"/> 教育機関等に従業員を派遣し実施する人材育成 (→人材育成の名称、場所、内容、主催者名、経費(受講料、教科書代、昼食代等)等が確認できる受講案内等を添付)

人材育成の対象者
人材育成の内容
対象者の職業と人材育成の関連性

日程	計画	時間帯	計画	時間数 (注)	計画	講師名	計画
	実績		実績		実績		実績
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
	/ ( )	:	~	:	時間	分	
					時間	分	
			時間数計		時間	分	

(注)時間数欄は、食事を伴う休憩時間数を除算して記載してください。



(別紙1-4)

### 助成事業に要する経費

(単位：円)

区分	コース名	内 訳 (内容・目的、積算明細(注))	助成事業に 要する経費 (消費税込み)	助成対象 経 費 (消費税抜き)	支出予定日
自ら企画し実施する人材育成					
小 計					
教育機関等に従業員を派遣して実施する人材育成					
小 計					
合 計					
①	今回、交付申請しようとする額 (合計×2/3) ※15万円を超える場合は、上限の150,000(円)と記載(1円未満切捨て)				
②	今年度の交付申請総額(今回の申請分は除く)				
③	交付申請額の上限(150,000円)－②				
④	交付申請額(①と③のいずれか低い額)				

(注) 経費の内訳欄の積算明細は、単価、数量等を明らかにして記載してください。

(別紙1-5)

## 誓 約 書

(あて先)

滋賀県知事

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

### 記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

⑩

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

(別紙1-6)

# 口座振込依頼書

新規・変更

(あて先)  
滋賀県知事

年 月 日

〒 -

住所

TEL - -

氏名

印

私が受領する滋賀県の支払金については、下記の預金口座へ振込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所・出張所
預金の種類	1. 普通 (総合口座)		2. 当座
口座番号	番号は右づめでご記入ください。		
口座名義	フリガナ	預金通帳に記載されているとおりにご記入ください。 30文字まで登録できます。	

■ 別口普通預金口座 (建設業保証会社の前金保証に基づく前払金を受取る場合のみ記入して下さい。)

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所・出張所
預金の種類	普通 (総合口座)		
口座番号	番号は右づめでご記入ください。		
口座名義	フリガナ	預金通帳に記載されているとおりにご記入ください。 30文字まで登録できます。	

(注)・預金通帳をご覧のうえ、正確にご記入ください。なお、貯蓄預金への振込みのご指定はできませんのでご注意ください。

・振込口座を変更した場合は、必ず変更後の口座で受領する前に元の提出先または支払い予定の県の所属にその旨を連絡し、所定の手続きをして下さい。

・右の\*印欄は県が使用するためのものです。

*債権者情報 (登録) 確認者	*入力者

様式第2号

番 号  
年 月 日

様

滋賀県知事

働くなら滋賀！人材育成助成金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金については、滋賀県補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

助成金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円



様式第 3 号

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

印

連絡担当者

職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

### 働くなら滋賀！人材育成助成金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった働くなら

滋賀！人材育成助成金について、下記のとおり

{	人材育成に関する事項を変更し	}	た
	人材育成の一部を取りやめ		
	人材育成の全部を取りやめ		

いので、働くなら滋賀！人材育成助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

#### 記

#### 1 変更の内容

(旧)

(新)

#### 2 変更の理由

注) 人材育成に関する事項を変更または人材育成の一部を取りやめの場合は、交付申請書の別紙 1 - 1 ~ 4 を添付してください。その際、変更前と変更後が容易に比較対照できるよう、変更に係る部分について二段書きにし、変更前を取り消し線で消して下段に記載してください。その他、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付してください。

番 号  
年 月 日

様

滋賀県知事

働くなら滋賀！人材育成助成金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、このたび 年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった標記助成金については、働くなら滋賀！人材育成助成金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので通知します。

記

1 変更（中止・廃止）する内容

前回交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
変更交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
交付決定額合計	<u>金</u>	<u>円</u>

様式第5号

## 働くなら滋賀！人材育成助成金 実績報告書

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

⑩

連絡担当者

職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった働くなら滋賀！人材育成助成金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

### 関係書類

- 1 人材育成実績表（総括表）（別紙1-1）
- 2 人材育成実績表（コース別）（別紙1-2-1）（自ら企画し実施する人材育成を行う場合）
- 3 人材育成実績表（コース別）（別紙1-2-2）（教育機関等派遣人材育成を行う場合）
- 4 受講者名簿（別紙5-1）
- 5 助成事業に要した経費および収支決算（別紙5-2）
- 6 支出内容、支出金額の確認できる書類
- 7 人材育成の取組に係る情報発信状況（別紙5-3）
- 8 県企業情報サイト「WORKしが」に掲載している企業情報
- 9 その他知事が必要と認めるもの

(別紙5-1)

### 受講者名簿

※この様式は、コースごとに作成してください。

コース名	
※ 該当する人材育成の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 自ら企画し実施する人材育成 <input type="checkbox"/> 教育機関等に従業員を派遣し実施する人材育成	
実施日 年 月 日 ~ 年 月 日	人材育成時間数 (①) (注2) 時間 分

	受講者氏名 (注1)	採用年月日 (正規雇用契約締結日)	所属部署	職務内容	受講時間数 (②) (注3)	出席率 (②/①)
1		年 月 日			時間 分	%
2		年 月 日			時間 分	%
3		年 月 日			時間 分	%
4		年 月 日			時間 分	%
5		年 月 日			時間 分	%
6		年 月 日			時間 分	%
7		年 月 日			時間 分	%
8		年 月 日			時間 分	%
9		年 月 日			時間 分	%
10		年 月 日			時間 分	%

<b>代表者実施確認</b> 上記のとおり人材育成を実施したことを証明します。 申請者の名称: _____ 代表者職氏名: _____ (印)
--

(注1) 受講者氏名欄は、申請者と雇用契約締結後3年以内(本コース実施日の最終日時点)の正規雇用労働者で、人材育成時間の3/4以上を出席した受講者を記載してください。

(注2) 人材育成時間数欄は、人材育成実績表(コース別)(別紙1-2)の時間数計の実績を記載してください。

(注3) 受講時間数欄は、食事を伴う休憩時間数を除算して記載してください。

(別紙5-2)

## 助成事業に要した経費および収支決算

### 1 助成事業に要した経費

(単位：円)

区分	コース名	内 訳 (内容・目的、積算明細(注1))	助成事業に 要した経費 (消費税込み)	助成対象 経 費 (消費税抜き)	支出日
自ら企画し実施する人材育成					
小 計					
教育機関等に従業員を派遣して実施する人材育成					
小 計					
合 計					
助成金実績報告額(合計×2/3) ※交付決定額を超えないものとし、1円未満の端数は切捨て					

(注1) 経費の内訳欄の積算明細は、単価、数量等を明らかにして記載してください。

(注2) 支出内容、支出金額の確認できる書類を添付してください。

### 2 助成事業に係る収支決算

(単位：円)

支 出		収 入	
区 分	金 額	区 分	金 額
事業費		自己資金	
		助成金	
合 計		合 計	

(注1) 支出と収入の合計が一致する必要があります。

(注2) 助成金欄は、助成事業に要した経費の助成金実績報告額と一致する必要があります。

## 人材育成の取組に係る情報発信状況

### 1 滋賀県が運営する企業情報サイト「WORKしが」への掲載状況について

- ・「職業能力の開発・向上について」欄に、人材育成に関する取組を

掲載している       掲載していない      (※該当する□を■にしてください。)

(注) 「WORKしが」に掲載している企業情報の打ち出しを添付してください。

なお、「職業能力の開発・向上について」欄に、人材育成に関する取組を掲載していない場合は、交付決定を取り消すこととなりますので、間違いのないようご記入ください。

### 2 滋賀県主催の合同企業説明会等への参加状況について

#### (1) 本助成金の交付決定日以降、滋賀県主催の合同企業説明会等に

参加した       参加予定       参加していない      (※該当する□を■にしてください。)

- (2) (1) で「参加した」または「参加予定」と回答された場合は、該当する合同企業説明会等を記入してください。

開催年月日	合同企業説明会等の名称
年      月      日	
年      月      日	

#### (3) (2) で記入した合同企業説明会等において、参加求職者に人材育成に関する取組を

説明した (説明予定)       説明していない (説明予定はない)      (※該当する□を■にしてください。)

(注) やむを得ないと認められる理由なく、人材育成に関する取組を「説明していない (説明予定はない)」場合は、交付決定を取り消すこととなりますので、間違いのないようご記入ください。

#### (4) (3) で「説明していない (説明予定はない)」と回答された場合、その理由を記入してください。

### 3 その他、人材育成に積極的に取り組んでいる事業主であることを発信するために実施していることがあれば記入してください。

様式第6号

番 号  
年 月 日

様

滋賀県知事

働くなら滋賀！人材育成助成金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告書の提出のあった標記助成金については、滋賀県補助金等  
交付規則第13条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

助成金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号

## 働くなら滋賀！人材育成助成金 交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった働くなら滋賀！  
人材育成助成金を上記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第15条の規定に  
より請求します。

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

請求者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

印

連絡担当者

職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

振込先	金融機関名・支店名：
	預 金 種 類：
	口 座 番 号：
	(フリガナ)
	口 座 名 義：